

識別可能無形資産の償却期間に関する実態分析

高橋 由香里^a

要 旨

本研究の目的は、企業結合において認識された識別可能無形資産への取得原価の配分と償却期間の実態を明らかにすることで、取得原価の配分を通じた利益マネジメントの可能性を検討することにある。正ののれんが発生し、のれん以外の識別可能無形資産への配分額と償却期間がその種類別に開示された149件の償却期間について検討した結果、商標権を非償却とする事例や、他の識別可能無形資産を20年超の償却期間とする事例はあったものの、全体としては利益マネジメントを企図したと考えられる償却期間が設定される傾向は見られなかった。償却期間の選択に裁量の余地があるとしても、規則償却を行う限りにおいては、取得原価の配分を通じた利益マネジメントは生じにくいといえる。

JEL Classification Code : M40, M41, M48

キーワード：取得原価の配分，償却，無形資産，のれん，企業結合

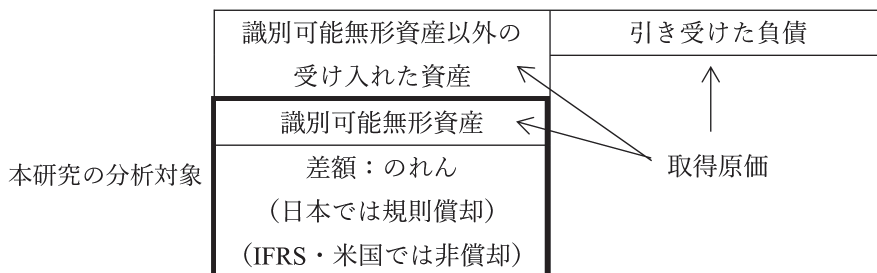
1 はじめに

本研究の目的は、企業結合において認識された識別可能無形資産の償却期間の実態を明らかにすることで、取得原価の配分を通じた利益マネジメントの可能性を検討することにある。企業結合における取得原価の配分、すなわち被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の時価を決定する会計処理においては、他の項目が一定とすれば、識別可能無形資産に配分される金額が小さいほど、配分差額としてののれんの金額は大きくなるという関係にある。先行研究では、のれんを非償却と定めた米国基準を適用する企業において、短期的な利益を最大化するために、規則償却が必要な無形資産よりものれんへ過大配分していることが示唆されている(Shalev et al., 2013; Zhang and Zhang, 2017)。一方、日本の会計基準ではのれんは20年以内に規則償却することとされているため、のれんへ過大配分することによって利益を最大化することは困難であるが、企業結合において新たに認識される識別可能無形資産の償却期間を20年超

の長期間または非償却とすることによって、同様の効果が得られる可能性はある。そこで本研究では識別可能無形資産への配分とその償却期間に焦点を当て、取得原価の配分を通じた利益マネジメントの可能性を検討する。

本研究の意義は2つある。第1に、のれんの規則償却を行う環境下における利益マネジメントの可能性を検証することによって、日本におけるのれんの償却期間の設定や非償却化の是非に関する議論に資する点である。米国の財務会計基準書(以下、SFASとする)第141号「企業結合」(2001年公表)および国際財務報告基準(以下、IFRSとする)第3号「企業結合」(2004年公表)では、それまで規則償却としていたのれんを、非償却かつ減損テストのみとする会計処理に変更した。国際会計基準審議会(IASB)では、のれんの減損テストの有効性やコストの観点からのれんの償却の再導入に関する議論も行われたが、鈴木(2023)によれば、2022年に行われたIASBの会議では、のれんの償却の再導入を検討することを正当化するために必要な事実を示す説得力のある証

図表1 取得原価の配分のイメージ



a 武蔵大学経済学部 准教授

拠は存在しないと判断され減損のみのモデルを維持することが決定された。

一方、日本では「のれんの償却の必要性に関する意見発信に関連して、引き続き、IASB及びFASBを始めとする各国の会計基準設定主体と情報交換及び意見発信を行う」（企業会計基準委員会「中期運営方針」2022年8月30日）とされ、会計基準設定主体としてはのれんの規則償却を維持する方針が示されており、償却期間の規定方法が主要な論点となっていく可能性がある。ただし会計基準のコンバージェンスの観点や、のれんの償却負担がM&Aを阻害するとしてのれんの非償却を認めるよう経済団体からの提言¹もあり、のれんの非償却化に関する議論も続けられると考えられる。

第2に、識別可能無形資産の計上実態を明らかにすることによって、配分差額であるのれん及び負ののれんの会計上の性質に関する示唆が得られる点である。取得原価が、受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を下回る場合に、当該不足額を負ののれんという（企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」（2019年最終改正。以下、企業結合会計基準とする。）第31項）。負ののれんが生じると見込まれる場合には、すべての識別可能資産及び負債が把握されているか、また、それらに対する取得原価の配分が適切に行われているかどうかを見直す（企業結合会計基準第33項）。見直しを行ったうえで生じた負ののれんの発生原因のひとつとして、山内（2010, 288）や高橋（2014）は資産及び負債の測定誤差を指摘している。

無形資産に関する包括的な会計基準が存在しない我が国において、経営者は企業結合で新たに無形資産を認識することに消極的である可能性がある。また、認識するとしてもその金額を算定する際に見積もりの要素が多く、将来の不確実性や経営者の恣意性の影響を受け、過小または過大に計上される可能性がある。様々な理由からのれん以外の識別可能無形資産が適切に計上されていない場合には、配分差額であるのれんまたは負ののれんが、資産の測定誤差という性質をもつこととなる。

本稿の構成は次の通りである。第2節では企業結合で受け入れる識別可能無形資産の会計処理に関する制度上の取り扱いを整理したうえで、関連する先行研究を概観し、本研究における分析視点を述べる。第3節では識別可能無形資産への配分とその償却期間に関する実態分析を行い、第4節で結論を述べる。

2 制度的背景および先行研究

2.1 識別可能無形資産に関する会計基準上の取り扱い

企業結合の取得原価は、被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債のうち企業結合日時点において識別可能なもの（識別可能資産及び負債）の企業結合日時点の時価を基礎として、当該資産及び負債に対して企業結合日以後1年以内に配分する（企業結合会計基準第28項）。識別可能資産及び負債の範囲は、被取得企業の企業結合日前の貸借対照表において計上されていたかどうかにかかわらず、企業がそれらに対して対価を支払って取得した場合、原則として、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の下で認識されるものに限定される（同第99項）。

2008年に公表された企業結合会計基準以前は、取得した資産に法律上の権利又は分離して譲渡可能な無形資産が含まれる場合には、取得原価を当該資産等に配分することができる（「企業結合に係る会計基準」三2（3））という定めにとどまっていた。しかし企業結合会計基準においては、識別可能な無形資産と判断された以上、その会計上の取扱いについては選択肢を残すべきではないと考えられるため、無形資産が識別可能なものであれば、原則として識別して資産計上することが求められるようになった（企業結合会計基準第100項）。

企業結合会計基準第29項にいう「分離して譲渡可能な無形資産」は、受け入れた資産を譲渡する意思が取得企業にあるか否かにかかわらず、企業又は事業と独立して売買可能なものをいい、そのためには、当該無形資産の独立した価格を合理的に算定できなければならない（「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」第59項）とされている。分離して譲渡可能な無形資産に該当する可能性があるものの例としては、ソフトウェア、顧客リスト、特許で保護されていない技術、データベース、研究開発活動の途中段階の成果が挙げられており（同第367項）、顧客リストのように企業結合以外では独立した資産として認識されることのないものも含まれる。反対に、無形資産の認識要件を満たさずのれんに含まれるものの例としては、法律上の権利等による裏付けのない超過収益力や被取得企業の事業に存在する労働力の相乗効果が挙げられている（同368項）。

なお、IFRSや米国会計基準では無形資産に関する包括的な会計基準が存在し、のれんと他の無形資産を区別するための認識基準も変遷してきた²。しかし日本においては無形資産に関する包括的な会計基準は存在せず、

¹ 経済同友会「創業期を越えたスタートアップの飛躍的成長に向けて」（2022年4月）

² IFRSおよび米国会計基準における無形資産の認識基準の変遷については、梅原（2009）および山内（2010）に詳しい。

無形資産の認識基準について特段の変更は行われていない。ただし、研究開発費等の取り扱いについて、2008年に公表された企業結合会計基準以前は取得原価の一部を研究開発費等に配分した場合には配分時に費用処理することとされていた(「企業結合に係る会計基準」三2(3))が、企業結合会計基準では当該研究開発費等についても要件を満たす場合には資産計上されることとなった。

資産計上した識別可能無形資産のその後の会計処理について、会計基準上の定めはないため、非償却とすることも可能である。EY Japan (2016) の調査によれば、2009年4月1日から2015年12月31日までに日本基準で作成された有価証券報告書において、企業結合により認識した無形資産405件のうち271件(82.9%)は20年以内の償却を行っているが、14件(4.3%)は非償却であった。なお、IFRSおよび米国基準では無形資産のうち耐用年数を確定できるものは規則償却、耐用年数を確定できないものは非償却と定められている。

2.2 取得原価の配分と識別可能無形資産に関する先行研究

先述したように、IFRS及び米国基準では、のれんを非償却とし、識別可能無形資産のうち耐用年数を確定できるものを規則償却としている。こうした異なる会計上の取り扱いが恣意的な取得原価の配分をもたらすか否かに関する実証的な先行研究がある。Shalev et al. (2013) は、SFAS第141号が適用された2001年から2008年に行われた上場企業同士の買収について検証し、CEOの報酬体系において賞与の割合が高いことは取得原価ののれんへの配分割合を高めることを示している。またZhang and Zhang (2017) は、のれんの事後処理について定めたSFAS第142号が適用された2001年から2007年に行われた上場企業同士かつ被取得企業がBusiness Services業に属する買収について検証し、のれんの減損テストにおいて裁量の余地が大きい企業は償却無形資産よりものれんへ取得原価を配分することを示している。またSFAS第142号以前の1996年から2000年の案件についてはそのような関係があるとはいえないことを示している。

また非償却ではなく即時費用処理を行う定めがある場合についても、恣意的な取得原価の配分をもたらす可能性が指摘されている。現在は要件を満たす場合には識別可能資産として資産計上することとなっている仕掛研究開発について、梅原(2009)は、配分時に即時費用処理することが求められていた1990年代の米国において、いわゆるビッグ・バスの手段として取得原価を仕掛研究開発に配分する実務が広がったと指摘している。

2.3 のれん及び負ののれんの償却期間

本研究が焦点を当てる識別可能無形資産の償却期間について、経営者の裁量の観点から検証した先行研究は筆者の知る限りないが、関連するものとしては、のれんまたは負ののれんの償却期間の決定要因に関する実証的な先行研究がある。

のれんの償却期間に関して、小林(2009)と石井(2017)では多額ののれんが発生した案件では利益増加型の利益マネジメントとして長い償却期間を選択することが示されている。また企業規模との関係について、小林(2009)及び石井(2017)では規模の大きな企業が長い償却期間を選択することが示されているが、Hall(1993)では規模の大きな企業は短い償却期間を選択することが示されている。また将来の見通しに対する経営者の認識との関係について、Henning and Shaw(2003)と石井(2017)では、将来の利益成長が見込まれる企業は償却費負担能力の観点から短い償却期間を選択することが示されている。これらをまとめると、企業結合による効果が及ぶ期間というよりは、取得企業全体としての償却費負担能力の観点からのれんの償却期間が選択されているといえる。

償却費負担能力という観点では、識別可能無形資産についても同様のインセンティブが働く可能性がある。すなわち、当該識別可能無形資産の金額的重要性が高い場合には、償却費負担を軽減するため、のれんよりも長い償却期間、特に20年超の償却期間が選択される可能性がある。そこで次節の実態分析においては、識別可能無形資産の金額的重要性との関係性という分析視点を設定する。

また、負ののれんについて負債計上し規則償却することが求められていた2010年3月までの案件を対象に分析を行った高橋(2012)では、当該企業結合後の費用または損失が生じる期間にかかる経営者の認識が負ののれんの償却期間に反映されていることが示されている。したがって負ののれんに関しては個別案件の特徴が償却期間の選択に反映されているといえる。

同様に、識別可能無形資産の償却期間の選択においても、取得企業全体ではなく案件ごとの特徴や、当該無形資産の性質が反映される可能性がある。そのため次節では、識別可能無形資産全体ではなく、識別可能無形資産の種類ごとの償却期間に着目する。

3 識別可能無形資産の償却期間に関する実態分析

3.1 サンプル

前節で述べた分析視点から識別可能無形資産の償却期間にかかる実態分析をするために、株式会社アイ・エヌ

情報センターが提供する eol の全文検索機能を利用し、日本基準を適用する上場全社のうち、2018年4月期～2021年3月期有価証券報告書における「のれん」という文字を含む企業結合等関係（連結）の注記から、以下の条件を満たす企業結合149件³を手作業で抽出した。

なお、のれんが生じた案件と負ののれんが生じた案件では企業結合の性質が異なる可能性があること、またのれんの償却期間を基準とした償却期間の長さも併せて検討することから、②の条件を設定した。

- ① 当該企業を取得企業として2018年4月期～2021年3月期に実施
- ② 正ののれんが1百万円以上発生し、かつ特定の償却期間が開示されている⁴
- ③ のれん以外の識別可能無形資産に取得原価が配分され、かつ、顧客関連や技術関連等の種類別に当該無形資産の金額と償却期間が開示されている
- ④ 取得原価の金額、取得原価が配分されたのれん以外の識別可能無形資産の金額、発生したのれんまたは負ののれんの金額が日本円で表示されている

当該149件の注記情報から、当該企業結合の法的形式、取得原価の金額、発生したのれんの金額及びその償却期間⁵、取得原価が配分されたのれん以外の識別可能無形資産の種類別の金額及びその償却期間を収集した。

のれん及び識別可能無形資産の金額に関して、取得原価の配分は企業結合日以後1年以内に完了することが求められているため、企業結合日直後の決算において配分が完了していなかった場合は暫定的な会計処理が行われ、翌年度の注記において確定した配分額が開示される（企業結合会計基準第28項）。本研究では確定した配分額を用いるため、2020年4月期～2021年3月期に実施され暫定的な会計処理が開示された案件については、2021年4月期～2022年3月期に開示された暫定的な会計処理の確定に関する注記も併せて参照した。

なお、企業結合年度においては、取得原価の大部分がのれん以外の無形資産に配分された場合には、のれん以外の無形資産に配分された金額及びその主要な種類別の

内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間を注記することが求められている（同第49項(4)①）。それに対し、企業結合年度の翌年度において、暫定的な会計処理の確定に伴い、取得原価の当初配分額に重要な見直しがなされた場合には、当該見直しがなされた事業年度において、その見直し内容及び金額を注記すること（同第49-2項）とされており、無形資産の種類別の開示や償却期間の開示は求められていない。

実際、企業結合の翌年度における暫定的な会計処理の確定にかかる注記では、無形固定資産全体への配分額のみが示されるケースが多く、種類別の金額や、特に償却期間まで開示されるケースは少なかった。そのため、識別可能無形資産の種類別の金額や償却期間が開示されていないため本研究の分析対象には含まれないものの、取得原価がのれん以外の無形資産へ配分される案件自体は他にも多数存在する。

集計にあたって、識別可能無形資産の種類については、IFRS第3号における例示やEY Japan（2016）の事例調査を参考に、大きく分けてマーケティング関連、顧客関連、芸術関連、契約関連、技術関連の5つに分類した。注記においても「顧客関連資産」のように当該区分の名称を用いて開示される事例が多かった。

「受注残高」や「代理店との関係」などより具体的な名称を用いて注記がなされているものについては、図表2のように原則として内容に基づき5つの大分類へ割り当てた。ただし開示件数が多かった商標権、受注残高、およびソフトウェアはそれぞれ独立した項目として集計する。また「顧客関連資産」と顧客関連資産に分類されるべき「コア預金」がそれぞれ開示されているものについては、償却期間が異なっていたためコア預金は独立した項目として集計する。なお「その他」という名称での開示を含む案件が3件あったが、「その他」の項目については実質的には種類別の開示ではないため本研究における集計には含めない。

なお分析対象149件の企業結合の法的形式は図表3の通りであった。

³ ある企業が同一年度の注記に複数の企業結合を開示している場合、開示されている単位を1件としてそれぞれ別の案件として取り扱う。

⁴ 分析対象からは外れるが、条件①③④を満たす負ののれんが生じた案件は4件であった。

⁵ 被取得企業が複数あり、発生したのれんの金額及び償却期間は被取得企業ごとに開示されているものの、のれん以外の識別可能無形資産については一括して注記がなされている1件については、のれんの金額は被取得企業の合計値を用いたうえで、当該のれんの加重平均償却期間（1年未満切り捨て）を算出して用いることとする。また、重要性が乏しいため全額償却とした1件と、子会社株式の市場価格下落に伴い全額償却した1件、および全額を減損損失とした2件については、のれんの償却期間を1年として集計する。

図表 2 注記における名称と集計上の分類の対応関係

注記における名称	集計上の分類
製品登録	マーケティング関連
市場関連資産	
競業禁止契約	
商標権または商標	商標権（マーケティング関連）
顧客関係 ○○事業	顧客関連
販売網価値	
受注残高または受注残	受注残高（顧客関連）
受注関連	
コア預金またはコア普通預金	コア預金（顧客関連）
運営権	契約関連
販売権	
代理店との関係	
契約更改権価値	
製造販売権	
独占販売権	
フランチャイズ契約	
土地使用権	
技術資産	技術関連
特許権	
開発済の技術	

図表 3 分析対象 149 件の法的形式（延べ⁶）

株式取得	118 件
持分取得	14 件
事業譲受	10 件
株式交換	5 件
吸収分割	2 件
合併	2 件

3.2 識別可能無形資産の種類ごとの開示状況

識別可能無形資産及びのれんへの取得原価の配分状況を図表 4 に、償却期間の設定状況を図表 5 に示した。

図表 4 の通り、取得原価に対する割合の平均値は、種類別に開示された識別可能無形資産合計が 39.2 %、のれんが 47.2 %であった。種類別の識別可能無形資産を開示した案件に限っていえば、のれんほどではないものの、取得原価の配分において識別可能無形資産の重要性は高いといえる。

のれんを非償却とする米国基準を対象とした先行研究と比べても、識別可能無形資産へ取得原価が配分される割合は相対的に高い。識別可能無形資産へ配分される割合の平均値は、Shalev et al. (2013, 838) では 18.7 %（特許及び技術 7.2 %、顧客関連 6.8 %、それ以外 4.7 %）、Zhang and Zang (2017, 254) では商標 3 %、開発技術

12 %、顧客基盤及び顧客ロイヤルティ 11 %、特許 3 %、競業禁止契約 1 %、他の合意及び契約 8 %であり、平均的には本研究における識別可能無形資産の割合のほうが高い。

Shalev et al. (2013, 838) におけるのれん（耐用年数が確定できず非償却とする無形資産を含む）への配分割合は 59 %であることから、のれんを非償却とする米国基準適用企業ではのれんへの配分割合が高く識別可能無形資産への配分割合が低いのに対し、日本基準適用企業では相対的にのれんへの配分割合が低く識別可能無形資産への配分割合が高いといえる。ただし、本研究では種類別の識別可能無形資産を開示した案件に限定しているため、企業結合全体の中でも識別可能無形資産の割合が高い案件が抽出されている可能性がある。また、本研究では非上場企業に対する企業結合を含めている点と、業種を限定していない点において、先行研究とは異なる特徴を有する可能性もある。

識別可能無形資産の種類別にみると、受注残高とコア預金を除く顧客関連無形資産が計上件数（121 件）と配分割合（平均 30.2 %）ともに大きい。注記からは顧客関連無形資産の具体的内容はわからないが、図表 5 における償却期間を見ると独立掲記項目であった受注残高よりも償却期間が長いことから、受注残高以外のものが比較的多く含まれていることが考えられる。角野ら (2023, 40-41) によれば、「一定の収益を生み出す反復継続的な取引関係を有する顧客が存在する場合は、ほぼ顧客関連資産が識別される」とされていることから、契約関係に基づかない顧客関連無形資産に多く配分されている可能性がある。

また計上件数は 12 件と多くないものの、契約関連無形資産は配分割合が大きい（平均 38.2 %）傾向にある。図表 2 に示したように内容は多岐にわたるが、契約に基づくものであるため恣意的に多く配分されている可能性は低いと考えられる。

償却期間を示した図表 5 では、まず商標権（マーケティング関連）を非償却とする案件が 4 件あった点に着目する。先行研究で指摘されているような償却負担を回避するための利益マネジメントとして非償却が選択されている可能性もある。しかし法律上の権利としての商標権の存続期間は 10 年であり、償却期間の最頻値もそれと整合的に 10 年であるが、法律上の商標権の存続期間は 10 年ごとに更新できるため、実質的には無期限ととらえることもできる。こうした法律上の取り扱いが反映されている可能性もある。

⁶ 1 案件に株式取得と株式交換の両方を含むものが 2 件あった。

図表4 識別可能無形資産及びのれんへの取得原価の配分状況 (n=149)

	n	取得原価に対する割合					最大値
		平均値	最小値	1Q	中央値	3Q	
マーケティング関連	2	0.500	0.051	—	0.500	—	0.949
商標権 (マーケティング関連)	37	0.196	0.004	0.065	0.109	0.241	1.646
顧客関連	121	0.302	0.004	0.130	0.258	0.440	0.953
受注残高 (顧客関連)	9	0.045	0.002	0.003	0.017	0.067	0.176
コア預金 (顧客関連)	2	0.097	0.045	—	0.097	—	0.148
契約関連	12	0.382	0.025	0.138	0.396	0.669	0.747
技術関連	32	0.246	0.014	0.089	0.194	0.298	0.869
ソフトウェア (技術関連)	6	0.102	0.002	0.003	0.015	0.026	0.550
種類別識別可能無形資産合計	149	0.392	0.013	0.190	0.359	0.516	1.646
のれん	149	0.472	0.025	0.268	0.423	0.607	1.969

図表5 識別可能無形資産及びのれんの償却期間 (n=149)

	償却あり		償却期間 (年)						
	非償却	償却あり	平均値	最小値	1Q	中央値	3Q	最大値	最頻値
	n	n							
マーケティング関連	0	2	14.5	9	—	14.5	—	20	—
商標権 (マーケティング関連)	4	33	13.0	5	10	11	20	21	10
顧客関連	0	121	12.1	2	9	12	15	30	10
受注残高 (顧客関連)	0	9	1.8	0.4	1	1	3	4	1
コア預金 (顧客関連)	0	2	9.0	9	—	9	—	9	—
契約関連	0	12	14.8	6	12.3	13	15.3	40	13
技術関連	0	32	10.1	1	6	10	12.3	24	10
ソフトウェア (技術関連)	0	6	4.7	2.6	3.2	5	5	8	5
のれん	—	149	11.2	1	7	10	15	20	10

法律等の他の定めとの関係では、「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」において、市場販売目的のソフトウェアは原則として3年以内(第18項)、自社利用目的のソフトウェアは原則として5年以内(第21項)に償却することが求められている。分析対象におけるソフトウェアも最頻値が5年となっており、当該実務指針が参照されている可能性がある。

契約に基づかない顧客関連が多く含まれると考えられる顧客関連無形資産の償却期間は、最大で30年という案件があったものの、平均値や最頻値では他の種類の資産と大きな差はなかった。

また受注残高(顧客関連)の償却期間の平均値は1.8年と極めて短い。これは、図表4に示されている通り取得原価が配分される割合が低いことと併せて考えると、多額の費用計上をするいわゆるビッグ・バスを目的としたものではなく、短期的な受注残高の実態を反映しているものと考えられる。

全体として、のれんの償却期間を大幅に上回る識別可能無形資産はなかった。なお、のれんの償却期間に関して、石井(2017)では税法規定でもある5年が最も多い(平均値8.9年、中央値6.0年)とされているのに対し、

その理由は明らかではないが、本研究の分析対象では10年が最も多かった(平均値11.2年、中央値10年)。

3.3 識別可能無形資産の金額的重要性と償却期間の関係

第2節で述べたように、取得企業にとって識別可能無形資産の金額的重要性が高い場合には、償却費負担を軽減するため、のれんよりも長い償却期間、特に20年超の償却期間が選択される可能性がある。そこで本節では識別可能無形資産の金額的重要性が高い案件に焦点を当てて、識別可能無形資産の償却期間を検討する。

識別可能無形資産の金額的重要性が高い案件を抽出するために、3.2節の分析対象149件について、当該企業結合実施年度末の取得企業の資産合計に対する取得原価の割合を算出した。図表6にその割合の分布を示している。本節では①資産合計に対する取得原価の割合が10%以上、かつ②種類別識別可能無形資産合計への取得原価配分割合が図表4に示した149件の平均値39.2%以上という条件を満たす10件を、識別可能無形資産の金額的重要性が高い案件とする。

図表7は、識別可能無形資産の金額的重要性が高い案件10件について、図表5と同様に識別可能無形資産の

図表 6 取得企業の資産合計に対する取得原価の割合の分布 (n=149)

～ 5 %未満	～ 10 %未満	～ 20 %未満	～ 30 %未満	～ 40 %未満	40 %以上
92	28	17	7	3	2
(61.7 %)	(18.8 %)	(11.4 %)	(4.7 %)	(2.0 %)	(1.3 %)

図表 7 識別可能無形資産の金額的重要性が高い案件の償却期間 (n=10)

	償却あり n	償却期間 (年)				
		平均値	最小値	中央値	最大値	最頻値
マーケティング関連	0	—	—	—	—	—
商標権 (マーケティング関連)	3	18.3	15	20	20	20
顧客関連	7	14.4	10	14	20	10
受注残高 (顧客関連)	0	—	—	—	—	—
コア預金 (顧客関連)	0	—	—	—	—	—
契約関連	1	13.0	13	13	13	—
技術関連	2	10.5	6	10.5	15	—
ソフトウェア (技術関連)	0	—	—	—	—	—
のれん	10	12.9	7	13	20	13

種類別の償却期間の設定状況を示したものである。ただし最大で10件であるので、償却期間の第1四分位と第3四分位は省略した。また、商標権を非償却とする案件は存在しなかったため非償却の記載は省略した。

識別可能無形資産の償却期間の平均値は、契約関連資産を除いて、図表5で示した全案件のものよりも、識別可能無形資産の金額的重要性が高い案件のほうが長い傾向があった。しかし、最大値や最頻値を見ても極端に償却期間が長いわけではない。またのれん償却期間の平均値についても同様に識別可能無形資産の金額的重要性が高い案件のほうが長い傾向があった。これらの点から、識別可能無形資産の金額的重要性が高い場合に償却期間が長くなる傾向はあるものの、償却費負担を軽減するため、のれんよりも長い償却期間、特に20年超の償却期間が選択される事象は見られなかった。

4 おわりに

本研究の目的は、企業結合において認識された識別可能無形資産への取得原価の配分と償却期間の実態を明らかにすることで、取得原価の配分を通じた利益マネジメントの可能性を検討することにある。日本の会計基準ではのれんは20年以内に規則償却することとされているため、米国基準適用企業を対象とした先行研究で示されたようにのれんへ過大配分することによって利益を最大化することは困難である。しかし識別可能無形資産の償却期間を20年超の長期間または非償却とすることによって同様の効果が得られる可能性はあるため、そのような傾向があるかどうかを実態分析によって検討した。

正ののれんが発生し、のれん以外の識別可能無形資産

への配分額と償却期間がその種類別に開示された149件の償却期間について検討した結果、商標権を非償却とする事例や、他の識別可能無形資産を20年超の償却期間とする事例はあったものの、全体としては利益マネジメントを企図したと考えられる償却期間が設定される傾向は見られなかった。また識別可能無形資産の金額的重要性が高い案件に限定した場合であっても、同様に利益マネジメントを企図したと考えられる償却期間が設定される傾向は見られなかった。

本研究の結果は、のれんの規則償却を行っていたSFAS第142号以前において、取得原価の配分と経営者のインセンティブに関係性が見られないことを示したZhang and Zhang (2017)と整合的な結果といえる。償却期間の選択に裁量の余地があるとしても、規則償却を行う限りにおいては、取得原価の配分を通じた利益マネジメントは生じにくいと解釈できる。また、のれんの会計上の性質に関して、恣意的な取得原価の配分から生じる資産の測定誤差は含まれないといえよう。

ただし、本研究では注記において種類別の識別可能無形資産が開示され、かつその償却期間まで開示された案件のみを分析対象としている。企業結合翌年度に開示される暫定的な会計処理の確定にかかる注記では、種類別の識別可能無形資産が開示されないことが多い。利益マネジメントを企図する場合には、そのような開示内容の簡略化と併せて行われている可能性があるため、本研究の結果の解釈には限界もある。

また本研究では正ののれんが生じた案件のみを分析対象としているため、負ののれんを生じさせることを含む取得原価の配分を通じた利益マネジメントの余地につい

ては検討していない。さらに、本研究では各償却期間が経済的耐用年数として正しく設定されているか否かについての検討は行っていないため、識別可能無形資産の償却期間の決定要因については今後の検討課題となる。

参考文献

- Financial Accounting Standards Board (FASB). 2001. *Statement of Financial Accounting Standards No.141: Business Combinations*.
- Hall, S.C. 1993. Determinants of Goodwill Amortization Period. *Journal of Business Finance and Accounting* 20 (4) : 613-621.
- Henning, S. L., and W. H. Shaw. 2003. Is the Selection of the Amortization Period for Goodwill a Strategic Choice? *Review of Quantitative Finance and Accounting* 20 : 315-333.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2004. *International Financial Reporting Standard No.3: Business Combinations*. (企業会計基準委員会 / 財団法人財務会計基準機構日本語訳監修. 2005.『国際財務報告基準(IFRSs)2004』レクシスネクシス・ジャパン)
- International Accounting Standards Board (IASB). 2020. Discussion Paper, *Business Combinations— Disclosures, Goodwill and Impairment*.
- Paugam, L., Astolfi, P., and O. Ramond. 2015. Accounting for Business Combinations: Do Purchase Price Allocations Matter? *Journal of Accounting Public Policy* 34 : 362-391.
- Shalev, L., Zhang, I.X., and Y. Zhang. 2013. CEO Compensation and Fair Value Accounting: Evidence from Purchase Price Allocation. *Journal of Accounting Research* 51(4) : 819-854.
- Zhang, I.X., and Y. Zhang. 2017. Accounting Discretion and Purchase Price Allocation After Acquisitions. *Journal of Accounting, Auditing & Finance* 32(2) : 241-270.
- EY Japan (編). 2016.『M&AにおけるPPA(取得原価配分)の実務』中央経済社.
- 石井孝和. 2017.「のれん償却期間の設定における将来業績予測の影響」『佐賀大学経済論集』50(3):23-38.
- 梅原秀継. 2000.『のれん会計の理論と制度—無形資産および企業結合会計基準の国際比較』白桃書房.
- 梅原秀継. 2009.「企業結合会計における識別可能性ルールの展開—無形資産の認識をめぐって—」『産業経理』69(3):51-58.
- 角野崇雄・藤村千秋・大和田寛行. 2023.「M&A後の業績にも影響がPPAにおける無形資産の識別と償却をめぐる実務上の留意点」『旬刊経理情報』1681:39-45.
- 企業会計基準委員会. 2008. 企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」(2019年最終改正).
- 企業会計基準委員会. 2008. 企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(2019年最終改正).
- 企業会計審議会. 2003.「企業結合に係る会計基準」.
- 小林直樹. 2009.「のれんの償却期間に係る経営者の会計手続き選択に関する実証分析—パーチェス法を例として—」『税経通信』64(3):234-244.
- 鈴木理加. 2023.「In brief 企業結合—開示, のれん及び減損プロジェクト・アップデート」IFRS財団
- 高橋由香里. 2012.「負ののれんの償却期間の決定要因」『会計プロGRESS』13:99-111.
- 高橋由香里. 2014.「負ののれんの発生原因」『会計』186(1):83-93.
- 日本公認会計士協会. 1999. 会計制度委員会報告第12号「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」(2014年最終改正).
- 山内暁. 2010.『暖簾の会計』中央経済社.
- 山内暁. 2010.「企業結合により取得された無形資産に係る認識基準の変遷—20世紀中期から21世紀初頭に至るまでの米国会計基準と国際財務報告基準を手がかりとして—」『産業経理』70(1):73-87.
- 山下奨. 2019.「のれんの償却期間に関する検討」『跡見学園女子大学マネジメント学部紀要』27:93-110.